

障害福祉サービス事業所等の管理者向け 令和5年度障がい者虐待防止・権利擁護研修 開催要綱

1 研修の目的

虐待防止のための取組と、万が一虐待が発生した場合の適切な対応方法を管理者が学び、自身の事業所等における虐待防止体制の見直しや、職員への指導等に活かし、さらなる障がい者の権利擁護の推進を図る。

2 主催者

長野県（主催）

長野県自立支援協議会権利擁護部会（共催）

地域自立支援協議会権利擁護関係部会（共催）

3 研修内容

障害者虐待防止にかかる厚生労働省実施研修の講義動画視聴

（共通講義：約3時間、管理者・虐待防止責任者コース講義：約3時間）

虐待対応状況調査に関する県報告（約30分）

虐待防止・権利擁護指導者養成研修受講者による伝達研修（動画視聴による個人ワーク：約1時間）

4 研修対象者

障害福祉サービス事業所等の管理者

障害福祉サービス事業所等のサービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者、虐待防止マネージャー等、事業所内で中心となって虐待防止を推進していく立場の職員

※「障害福祉サービス事業所等」とは、障害者総合支援法等に規定する障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等を指します。一般／特定相談支援事業、地域活動支援センター事業、障害児相談支援事業、障害児通所支援事業も対象とします。

5 研修の日程、申込方法及び注意事項について

（1）研修日程

令和5年11月中に研修動画視聴のためのURLの送付

（2）申込方法

・ながの電子申請サービスにより申込（別紙参照）

※申込の際に入力するメールアドレスは、研修動画視聴のためのURLの送付等に使用しますので、必ず正しいアドレスを入力してください。

6 事業所内研修の実施について

（1）障害福祉サービス事業所等における研修の実施のお願い

障がい福祉サービス事業所等においては、本研修資料等を活用し、事業所内のすべての職員を対象として、障がい者虐待防止について、研修を実施してください。（令和3年度の報酬改定により、令和4年度より事業所の従事者への虐待防止研修の実施は義務化されています。）

(2) 事業所内研修の実施報告について ※障害福祉サービス事業所の研修参加者のみ

県では、研修の実施状況等について把握するため、実施状況調査を行っています。

つきましては、研修資料送付時に案内する方法により、伝達研修の実施状況について、報告をお願いいたします（ながの電子申請サービスによる報告）。

8 本研修に関する問合せ

長野県健康福祉部障がい者支援課施設支援係 担当：田中

(令和5年度障がい者虐待防止・権利擁護研修事務局)

電話 026-235-7149

FAX 026-234-2369

E-mail fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp